

平成 2 1 年 6 月 1 9 日

平成 2 1 年第 2 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成21年第2回(6月)岬町議会定例会第3日会議録

平成21年6月19日(金)午後1時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 4 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 理 事 南 康 明
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
会 計 管 理 者 兼 理 事 淵 原 義 仁	教 育 部 長 古 谷 清
総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀
企 画 部 企 画 政 策 課 長 保 井 太 郎	企 画 部 秘 書 人 事 課 長 竹 下 雅 樹

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男
兼 議 会 係 長

議事日程

日程 1 三常任委員長報告

日程 2 (追加) 議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

(午後1時00分 開議)

谷本 貢議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから平成21年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は、午後1時00分です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「三常任委員長報告」を議題とします。

過日、6月3日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

反保事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

6月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました3件の議案については、6月5日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第53号、平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件うち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第58号、新たに生じた土地の確認の件と議案第59号、町の区域の変更の件の2件については、一括議題とし、質疑・討論なく、2件とも満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、中原 晶君。

中原厚生委員会委員長 厚生委員会の委員長報告をいたします。

6月3日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案について、6月9日と16日の2日間にわたって委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくをお願いします。

議案第53号、平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、2日間にわたり慎重審議を行い、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、挙手多数で可決されました。

議案第54号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第55号、平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第56号、平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第60号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件については、2日間にわたり慎重審議を行い、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第61号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、辻下文信君。

辻下総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

6月3日の本会議において、本委員会に付託されました3件の議案について、6月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いします。

議案第53号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第57号、平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第62号、岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案ともに可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の討論。反対ですか。

田代 堯議員 反対。

谷本 貢議長 反対ですか。田代 堯君。

田代 堯議員 家庭ごみの有料化についての反対討論を行います。

議案第53号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）のうち、清掃費として家庭ごみ有料化の経費が計上されております。また、この議案に関連して、議案第60号、岬町廃棄物の

減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件が議案として提出されております。

議案第60号では、ごみの減量化と資源の有効利用を理由に、一般家庭系可燃ごみの有料化制度の導入の実施についてであります。しかし、家庭ごみの有料化の実施については、住民からごみの収集、運搬に要する費用の一部を手数料として負担を求めるとありますが、ごみの減量化と有料化については別々の議題として議論すべきものであると私は考えております。

町長は就任早々、固定資産税に20%の超過課税をかけ、また水道料金、保育料の値上げや粗大ごみなど、次々と住民に過大な負担をかけております。今回の可燃ごみ有料化は、そこへさらに追い打ちをかけるような状況であります。

私は、今定例会の初日において、自主財源の確保について一般質問を行いました。町長からは明確な答弁は得られておりません。しかし、岬町の財政は非常に厳しい状況下にあることは周知のとおりであります。町長は、平成20年度の岬町の決算見込みにおいて、6,000万円ほどの黒字になるだろうということを説明なさっておりますが、それならば、このごみの有料化をする必要は何らないのではないかとこのように思います。岬町のかじ取り役であります町長は、何ら自主財源の努力さえせず、取りやすい住民から負担を求めるといった安易な考え方はいかなるものであろうとこのように思います。

行政は、住民の生命と財産を守る上において、住民からの税の負担を求めています。元来、ごみ・し尿処理については、住民が日常生活を営む上において必要不可欠であります。税をもって対処することが基本中の基本であると考えます。このことから、一般廃棄物処理に要する費用は、地方税、つまり住民税と国税、すなわち補助金と交付金で賄われることから、全住民対象の手数料徴収は税の二重取りに値すると思う観点から、私は、今回のこの議案については反対討論といたします。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。辻下文信君。

辻下文信議員 今回の家庭系可燃ごみ有料化については、財政難の折、いたし方ないと思われる方もおられるかも知れませんが、公共料金の値上げや公共施設利用の有料化等、住民負担が大きくなる中で、可燃ごみの無料収集は、岬町全家庭に関係する数少ない貴重な無料の行政サービスの一つと考えております。

ところが、事前の調査の中での少数のパブリックコメントで住民の意を酌んでいるような取り

扱いをしている点や、均一従量制と一部従量制の比較検討の中で、ごみ減量化の効果及び住民の関心度や住民の感じる不公平感について、行政側の意見に納得しがたく、よって、均一従量制を採用した家庭系可燃ごみの有料化に係る補正予算には反対するものであります。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。中原 晶君。

中原 晶議員 本件に関しましては、家庭ごみ有料化以外の点にわたっても、要望も含めて申し上げておきたいことがありますので、この場において発言をさせていただきます。

まず1点目に、本予算について、雇用対策として予算計上をされているものも含まれております。この点につきましては、実際に岬町にお住まいの住民の雇用につながるかどうかという点について不安が残るものであります。これを町内の雇用に結びつけ、住民の暮らしや経済の活性化につながるよう努力するようということを、この場で求めておきたいと思っております。

2点目に、清掃費についてですが、来年度からの家庭ごみの有料化が予算化されているところであります。ごみの収集や処理については、自治体固有の事務として徴収している税金の範囲内で賄うべきものとするものであります。新たに手数料を住民に課すべきではないという立場で、賛成しかねるものであります。

委員会の場でも申し上げましたが、ごみを減らすというのであれば、新たな負担を求めることなく、分別を一層進めることや住民への啓発に取り組むことで、ごみを減らすことは可能であると考えております。既に家庭ごみを有料化している他団体の多くが、ごみの量については数年後には底を打って増加傾向に転じているという実態もあります。住民とともにごみを減らすことの必要性を考え、行政、住民双方の協力なくしては、ごみ減量の実現は困難であるというふうにも考えるものであります。

協力を求める住民に対して、まともな説明もないままのごみの有料化を決めてしまうということに対しては、結果を押しつけられる住民にとっては、幾ら説明をされても理解や協力は得がたいものと考えております。

また、つけ加えて言うならば、紙おむつ等のごみが大量に発生する家庭への配慮も全くされていないということもあわせて、この点については反対であります。

3点目に、学校給食の運営審議会について予算化されておりますけれども、食育や地産地消については大いに推進するべきであり、賛同するものであります。学校給食の民営化を検討することということが前提となっており、直営を堅持するべきという立場から、この予算化にも賛成

できないという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長、厚生委員長及び総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第54号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

賛成討論、中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、出産育児一時金の増額に伴うもので、これ自体については、費用を心配することなく出産できるものとして賛同する立場であります。しかしながら、一方で費用負担の面では、保険料への影響が懸念されるところであります。保険者への保険料の負担に転嫁されることのないように、以前にも同様の趣旨ではご意見申し上げたことはございますが、国に対して補てんを強く求めていくということを改めてこの場でも求めて、賛成したいと思えます。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第54号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号「平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第55号「平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第56号「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号「平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号「平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号「新たに生じた土地の確認の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。反対討論ございませんか。

賛成討論、中原 晶君。

中原 晶議員 本件について、この埋立地の活用については、以前にも議会の場も含めて発言させていただいておりますが、土地の活用にあたっては、漁業関係者をはじめ、近隣住民の意見をよく聞いて有効活用を図るようということを改めて求めておきたいと思っております。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第58号「新たに生じた土地の確認の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号「町の区域の変更の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号「町の区域の変更の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

田代 堯議員 反対討論。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 先ほどの議案第53号同様に、反対といたします。

谷本 貢議長 賛成ですか。

川端啓子君。

川端啓子議員 議案第60号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件について、賛成の立場で討論させていただきます。

地球温暖化対策のためにも、ごみを資源化する循環型社会を推進し、ごみの減量化を促進することが喫緊の課題と考えるものであります。このごみの減量化と資源化を促進するに当たり、ごみの有料化制度は避けて通れない課題であると認識しております。近隣自治体においても、大半の自治体が有料化を実施しており、当町に有料化されている自治体からごみが運ばれているとの声も聞きます。

ただ、有料化に伴い、不法投棄がふえることなどが危惧されますが、ごみの排出ルール違反者の指導、また、ごみ不法投棄箇所への対策に当たるため、自治体単位で廃棄物減量等推進委員を設置すると計画されております。

よって、ごみの減量化、資源化のさらなる促進のため、本件には賛成いたしますが、有料化に伴う住民の皆さんの負担は決して少なくはありません。住民の皆さんが、ごみの減量化をすることにより環境対策はもちろんのこと、処理費の負担も軽くなるということを周知徹底し、住民の皆さんから理解を得られるよう鋭意努力することを要求いたします。

また、住民生活に混乱を生じないよう配慮することはもちろんでありますが、高齢者の方がスムーズに分別収集に取り組めるよう、きめ細かく配慮すること、また所得の低い方への対応等、有料化におけるさまざまな課題を整理してから実施するよう申し添え、賛成討論といたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

反対ですか。

辻下文信君。

辻下文信議員 この条例改正におきましても、弱者救済の観点から、一部従量制の内容であれば賛成したいのですが、均一従量制を適用する条例改正となっておりますので、反対します。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

反対ですか。賛成討論ございませんか。

反対討論、中原 晶君。

中原 晶議員 先ほど、議案第53号のところで申し上げた趣旨と同様で反対です。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第60号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号「岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましても、議案第53号のところで述べました趣旨によりまして、反対であります。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第62号「岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、すべて議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

谷本 貢議長 日程2、議案第63号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 日程2、議案第63号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について説明いたします。

提案理由は、今回の上下水道部における不祥事に関しまして、町長としての管理監督責任を明確にするとともに、その職責の重さにかんがみ、みずからを律するため、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、裏面の条例の一部を改正する条例(案)並びに新旧対照表をご参照願います。

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年岬町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成21年4月1日」を「平成21年7月1日」に、「53万9,000円」

を「46万2,000円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年7月1日から施行するものでございます。

これまで、町長の給与につきましては30%のカットを行ってきたところでございますが、7月の給与から任期期間中まで、40%のカットを行うものでございます。

以上が条例改正(案)の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

田代 堯議員 今回の問題については職員にかかわる問題でありますので、余り本会議での個人的追及というのはいかかなものかなというふうに考えておりますけれども、本会議前におきまして、全員協議会等でいろいろな質問もさせていただきました。そこで少し質問ができなかった部分について、再度、質問をしたいと思っておりますので、担当におかれましては、ひとつしっかりと答弁をしていただきたい。

今回の問題が、新聞報道等が先に出ておるわけなんです、この問題はいつ発覚したのか。この日時について、説明をしていただきたい。

それから、手元の資料では、4月30日に第1回目の岬町職員分限懲戒審査会を開かれておるんですが、その後、5月の臨時会が開催され、その中で損害金の専決処分ということで、手元に資料がないので確かなことは言えないんですが、そのときに約700万円弱の金額が専決処分に出てきたかのように思いますが、そのときに、なぜ4月の30日に審査会が行われたとするなら、そのときに報告をしなかったのか。

この2点と、もう1点は、全協でも確認をしたんですが、審査会の報告と町長の判断とには、かなりの温度差があると思いますが、これは、後々に問題は生じてこないのかどうか、この辺を確認したいと思います。

それから、これは町長も全員協議会の場で問題提起をされておるんですが、問題が発覚してから処分決定まで、約2カ月以上の日にちがたっておるんですが、ここまでかかった経緯は、この資料の中ではいろいろ書いてありますけど、もう少し具体的にわかっていたら、どこに何をどのようにして、どのような経過をたどって2カ月かかったのかどうか、この辺をできれば詳細に説明をお願いしたい。

それから、管理職手当、つまり超過勤務手当の問題なんですが、岬町の職員の超過勤務規定というものがあろうかと思いますが、この規定はどのようになっているのか。

例えば、今回のような緊急を要した場合について、全協でも報告を聞きましたが、その場合に、現場のほうに当時の管理職の方が行かれているようですが、そういう緊急を要した場合については超過勤務手当は得られないのかどうか。その点の町のこういった超過勤務手当の規定はどのようになっているかを、ちょっと確認したいと思います。

以上、4点ほど。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 田代議員の質問にお答えいたします。

いつ発覚したかということでございますけれども、4月13日に職員のほうから申し出がございまして、4月13日月曜日でございます。4月13日から発覚したということでございます。

それから、4月30日に審査会があったのに、なぜ5月7日に発表できなかったのかということでございますけれども、まだ審査に入ったところでございますし、中身につきましても審査過程でございましたので、5月の臨時議会にはご報告はしておりません。

それから、管理職の超過勤務規定でございますけれども、これは前回、前の段階で緊急に台風等が起きたときということで、勤務規定はつくっております。ありますが、一応、1日1万2,000円という上限を設けておりまして、現実には使ったことはございませんし、管理職が超過勤務を得るということは、今までの段階では一度もなかったことでございます。

それから、なぜ2カ月かかったかということにつきましては、先ほどの委員会の中でも説明させていただいていると思います。ここにちょっと日にちを持っていないんですけれども、5日間経りました。4月30日から、それから5月1日、ちょっと全部覚えていませんけれど、6月1日、6月10日というようなことで、日にちがかかっております。その間、議会のほうにもいろいろと対応もございましたし、いろいろな行事もございました。ほとんど、これに費やす時間もありませんけれども、その部分をここへ費やしてきながら日にちがかかったことについては非常に申しわけないということで、おわびいたしたいというふうに思います。

以上です。

谷本 貢議長 審査会と町長の温度差について。

笠間企画部長 失礼いたしました。

審査会といたしましては、何度か申しておりますけれども、慎重審議を重ねまして、その考え方を町長にお示しいたしてございました。その中で、お示した日が口頭で6月10日ということでございますけれども、町長自身によります総合的な判断をされまして、その結論を下された処分を最終的に決断されたということでございますので、審査会といたしましては、この判断に対

しまして意見をする立場にないというふうなことでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

谷本 貢議長 この審査会と町長の温度差についてということで。

町長。

石田町長 先ほど、企画部長のほうからご答弁させていただいたように、審査会の答申を私が受けて私が判断する。この部分に関しましては、審査会として意見を申し述べる範疇にないということでございますので、答申は受けさせていただいて、私の判断ということでございますので、審査会と私の判断と、そこに差があるということに問題はないという結論でございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 今の説明では、いつ発覚したかということは、4月13日月曜日にわかったということなんですが、その後、4月30日に審査会を開いた。重ねて確認をしたいんですが、5月臨時会に提案された専決処分の案件の損害賠償の金額なんですが、このときには一応整理した、いわば相手に上乗せして請求した額は、返済した後の額と理解しているのかどうか、その点をまず確認したいと。

それから、管理職手当の問題ですが、そこがどうも全協でもそうなんですが、あいまいなんです。規定があるなら、その規定を明確に出してもらって、管理職の超過手当は支給されないという文言がきちっと明記されているのかどうか。その辺をしないと、例えば防災とかそういった緊急を要する問題が生じてきたときに、今後の問題ですが、そういった場合に、管理職の超過手当の問題についての対応策が非常に難しいだろうと。

だから、そういったところの今回の問題点があって発生したのか、それとも意図的に発生したのかというのは、私はその点はもう一つ理解はできないんですが、多分きょうの説明であれば、職員の名前をかたって上乗せをして請求した。さらには、それをいわば裏金としてプールしたということだろうと思うんですけども、そういったことになって、今、住民のほうからいろんな形で恐らく行政、議会に対していろんな批判が出てくるだろうと。

現実に私のほうにも来ておりますけれども、私は全く新聞報道を知る限り、知らないということしか答えておりませんが、そういった中で考えますと、きょう町長のほうから出されているこの特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、私は、この提案については、もう少し事実関係をしっかりと見きわめた上で出てくるべきではないかということをおもうんですが、再度、町長に確認をしたいと思えます。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 審査会の答申をいただいた後、私も関係職員の事情聴取をいたしました。その結果、本日付で部長級1名を停職10日、課長級1名を停職10日、課長代理級1名を戒告処分という処分を本日午前9時付で発令いたしましたところでございます。

この処分につきましては、非常に職員にとって重いものだと判断いたしておりますし、これはなぜかといいますと、まず住民の皆様非常に行政不信をあおってしまったという部分では、本当に重いことだと思っております。この処分をさせていただいております。それにつきまして、今回、私もすべての職員を束ねる管理者といたしまして、今回の処分をみずから科すものでございますので、ご理解賜りまして、議決賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 先ほどの田代議員の返済した金額でございますけれども、5月7日でございます。その段階では、もう既にきれいに精算いたしまして、659万2,000円ということの精算をいたしております。すべて返済していると、すべてきれいに予算ができているということでございます。

5月の議会に出させていただいた金額は正規のものでございます。

それから、管理職手当につきましてですけれども、これは調査いたしましたところ、管理職は管理職手当をいただいております。それで時間外勤務手当をいただくことは重複する可能性があるということで、現実にはいただいております。

ただし、前から言っておりますように、緊急にいろいろな事件が起きる。今のところ、支払ったことはございませんけれども、そういう規定は町のほうの例規のほうで設けさせていただいております。よろしくお願いいたします。

谷本 貢議長 総務部理事、時岡 貢君。

時岡総務部理事 ただいま笠間部長のほうからご説明のありました管理職の時間外勤務手当なんですけれども、これは国家公務員も地方公務員も同様なんですけれども、基本的に管理職手当を支給されている職員については、時間外勤務手当の支給というのは公務員の規定の中ではございません。

日曜日とかそういった休・祝日のときに出勤した場合に、例えば地震等の災害が発生した場合に、管理職特別勤務手当というのは、これはございます。これについては、先ほど笠間部長が説明したように、1回出たら1万2,000円という規定がございます。これしかございませんの

で、管理職手当を支給されている職員が時間外勤務手当を受けるということはあり得ないということでございます。

谷本 貢議長 いいですか。

他に質疑ございませんか。

川端啓子君。

川端啓子議員 一つちょっと、先ほども全員協議会でいろんな皆さんのご意見があったんですけども、今回、町長が上下水道部における不祥事に関して、町長として、任命権者としての責任をみずからの減給で示すとのことなんですけれども、事件性の疑いがある兩名については、勤務実態があったとはいえ、あえて不適切な事務処理をして補償請求していること。これがすべて是正済みとはいえ、先ほどからも言われていますけれども、住民の皆さんに多大な不信をもたらしております。

中には、この件だけでなく、ほかにも何かあるん違うんかというようなそういった声も聞こえてきております。また、きょうもこうしてマスコミも見えていますし、新聞各紙にもきのう、おととい載ってましたし、やっぱりもう内々できょうきちっと処分が決定されているわけなんですけれども、内々で処分を決めるのではなくて、きちっと法的にすべてを明らかにすべきと思うんですけれども、町長、この点についてはどうですか。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 確かに、住民の皆様にも多大なご不信を抱かせてしまった。それだけ行政不信を今回の事件で与えてしまったところに関しては、本当に深く反省することだと思っております。

ただ、我々も自浄作用というのがございます。我々は、我々の中で我々自身を律していくという体制、これも住民の皆様にも認めていただくということも必要かと思っておりますので、我々が判断し、我々が処分し、そして、これから住民の皆様への信頼を回復すべく努力することがすべてだと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 町長がそういうふうにおっしゃるのを、あえて私もそれ以上は言えないと思うんですけれども、その辺を住民の皆さんがどこまで理解していただけるか。先ほどの議案第60号の、来年からまた一般ごみの有料化ということもあって、本当に住民の皆さんには、この行政に関して協力していただかなければ行政がやっていけないことばかりですので、その辺をやはり住民の皆さんに納得してもらえようなきちとしたやり方をしてほしいということ、私はあえ

て意見として言っておきます。

谷本 貢議長 要望ですか。

川端啓子議員 はい。

谷本 貢議長 岡本重樹君。

岡本重樹議員 この問題ね、こういう特別職の給与の減額で幕引きしようと思っているのか知らんけれども、この中で、水増しが4件、架空が1件あるわけですよ。これはもう明らかに、僕は犯罪やと思うんです。その中で、審査会で告発が適当ということが出ているんやから、一応告発して白黒つけてみたらどうですか。それから特別職の手当、10%カット、それを議論したらいいと僕は思います。

以上です。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 審査会の私への答申は、告発すべきという答申でございますが、私の判断で告発すべき犯罪と思われることも今回の場合、刑事的な問題はないという判断をいたしております。そこで私自身の判断で、告発をしないという結論にしております。

決して、私の減給で今回の件を幕引きにしようという気はなく、今回のこの不祥事を十分肝に銘じて、さらに我々の綱紀粛正を努めていき、住民の皆様の信頼を回復できるよう最善の努力をしていくのが我々の使命だと思っておりますので、今回の処分にしております。よろしくご理解賜りたいと思っております。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

出口 實君。

出口 實議員 今、町長のほうから説明がございましたけれども、今回の件に関しては犯罪性がないというふうに回答されておりますけれども、私の理解の中では、こういういろんな資料をいただいたら、少し不透明な部分が多々あると思いますので、岡本議員同様、やはりちゃんと、川端議員もおっしゃるとおり、ちゃんと告発しまして、住民の方々にちゃんとした状況で理解をしてもらうというのが妥当ではないかというふうに思います。

それと同時に、やはり審査会の部長たちの意見ももっともっと吸い上げて、私、一番不満に思ったのは、部長方が5回も6回も審査会議を開いて、その中で部長からも一つも意見が出ないということに対して、ちょっと憤りを感じておりますので、その辺もよく調査しまして、やはり告訴してちゃんとした道筋を要するのではないかというふうに思います。

以上です。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず、言葉の整理でございますが、告訴と告発、これがございまして、我々ができるのは告発までだと思います。その中で、確かに刑事訴訟法の239条第1項では、すべての人に対する告発できる規定がございますし、我々公務員につきましては、同条2項での告発しなければならないということがあるんですけども、これはあくまでも、その犯罪性のそういった疑いを感じたときということでございますので、今回そこに達していないということでございます。

ただ、先ほども言ったような、この239条の1項、ここの規定については我々公務員以外のことでございますので、いかなる形で今回のこの説明でご理解賜れば幸いですし、もしご理解賜れない場合は、そういった規定もあるということをし添えたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

反保多喜男君。

反保多喜男議員 町長にお伺いいたします。

今一番大事なのは、やはり町民というか、岬町住民の方々に対する不安感というより不信感の払拭やと、そういうふうになら、思っております。私たち今現在、町長からいろいろ答弁をお聞きしていますけど、やはり住民に対する町長の姿勢というか、これはどういう伝達方法をお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず、本日こういった形で住民の皆様のご代表である議会の皆様方に私のほうからご報告させていただくというのが、まず第一義でございます。その後、いろんな形で私の場合、地元の皆様さんに出向いていって、お話をする機会、多々持っております。こういった場所におきまして逐一この辺を説明させていただき、そして我々の今回の反省を皆様方に説明させていただき、ご理解を賜っていきたいなと思っております。

何分につけても、これから我々が、私一人だけではなく、全職員のこれから住民の皆様に対する行政サービスをさせていただく中で、岬町行政が信頼を取り戻してきていると言われるような形での常日ごろの我々の行為、これも今回、住民の皆様さんに対する説明、そしてまたご理解をいただく一つの方法かなと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

田代 堯君。

田代 堯議員 全協並びに本会議での質問をさせていただいたんですが、やはり町長自身が同じような答弁であります。

私は、先ほど各議員さんからの質問のとおり、今の町長の説明であれば、職員をかばってあげるといふ気持ちは私は本当にうれしいんですが、その気持ちは逆に住民感情として、恐らく行政不信、議会への不信という形で、恐らくその批判の声が厳しくのしかかってくると、私はこのように思います。そういう意味から、今回の岬町職員の分限懲戒審査会の審査結果というものを重く私は受けとめるということから、今回のこの議案については反対をいたします。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成ですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 いろいろ説明をお聞きしたとおり、行政上の意思決定に反した行為を行ったということで、この件につきましては大きな誤りがあったということは間違いありません。再発防止の手だてを全力を挙げて尽くすように求めて、今回につきましては賛成いたします。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第63号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

谷本 貢議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後2時05分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月19日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 内 邦 博